

「獣医学教育に関する基準」における「評価のポイント」について

<「評価のポイント」の作成経緯>

獣医学教育評価を実施するにあたり、評価基準として「獣医学教育に関する基準」を定めています。同基準を用いて、獣医学教育評価を実施するとともに、評価を申請する獣医学教育を行う課程（学士課程）は自らの取組みを点検し、評価する（自己点検・評価）ことになります。

その際に、より実質的な自己点検・評価を行えるよう、評価基準に関して獣医学教育組織における具体的な取組みをイメージするための手がかりとなるキーワードを示す必要があると考えました。

こうした経緯から、「獣医学教育に関する基準」には含まれないものの、自己点検・評価活動を促進するための資料として「評価のポイント」を作成しました。各獣医学教育組織においては、以下の概要・留意点を参照し、「点検・評価報告書」の作成にあたって、根拠資料を伴った適切な説明を行うよう心掛けてください。

<「評価のポイント」の概要>

- ・「評価のポイント」は、「獣医学教育に関する基準」における「評価の視点」に対応して作成しています。そのため、次頁からの資料では、便宜上、「獣医学教育に関する基準」の「本文」「評価の視点」を示したうえで、「評価のポイント」を表示しています。
- ・「評価のポイント」は、作成経緯に鑑みて、各獣医学教育組織が自己点検・評価を実施し、その結果を報告書に取りまとめる際に、説明する必要がある最低限の事項を示しています。

<自己点検・評価の際の留意点>

- ・「評価のポイント」で示している事項は、「点検・評価報告書」の作成にあたり最低限必要な情報になります。従って、「評価のポイント」に示された事項のみを記述しても、それは当該獣医学教育組織の現状を説明するには十分ではありません。各獣医学教育組織においては、それぞれに教育活動等の工夫を行い、特色ある取組みを展開していることから、これらの活動については、各自の判断で自己点検・評価に加えていく必要があります。
- ・自己点検・評価の結果を報告書として執筆する際には、実証的な記述を心掛ける必要があります。そのためには、現在の取組みを単に列記するのではなく、論理的に説明すること、実際の教育活動等で使用している根拠資料を示すことが重要になります。各獣医学教育組織によって資料は異なりますので、「評価のポイント」を参考に適した根拠資料を提示してください。

1 使命・目的

＜獣医学の使命及び獣医学教育（学士課程）の使命・目的＞

獣医学、すなわち動物医学は、生物学に基づく応用科学であり、人類と動物の福祉に貢献することを使命とする。また、獣医学教育（学士課程）によって輩出される人材は、獣医師として飼育動物に関する診療及び衛生指導その他の獣医事をつかさどることにより、動物衛生と公衆衛生の向上及び畜産業の発達に貢献する使命がある（獣医師法第1条）。さらに、獣医師には、ライフサイエンス等の動物科学分野を広く探求し社会に貢献する使命もある。

獣医学教育（学士課程）の目的は、上記の使命を果たすため、獣医学に関する知識及び技能を授け、合わせてその実践能力を展開させ、獣医学に求められる社会的使命を遂行し、生涯にわたり自己の資質の向上に努めることのできる人材を養成することである。その教育を行うにあたっては、特に以下の点に留意する必要がある。

- 1) 基礎分野と病態分野の教育においては、生命科学分野（ライフサイエンス分野）の全般を俯瞰し、応用及び臨床分野へと繋げていく能力の開発と養成を図ること。
- 2) 応用分野の教育においては、広く社会の要請（ニーズ）に応える応用技術を開発し、社会貢献（福祉）の観点からその発展を推進する能力の開発を図ること。
- 3) 臨床分野の教育においては、生命原理に基づく獣医療の実践教育のみならず動物福祉を目的とした社会科学的教育にも重点をおくこと。
- 4) 常に課題を探求し、自ら学ぶ姿勢の涵養に努めること。
- 5) 生命観・倫理観の涵養に努めること。
- 6) 人類を取り巻く環境の意義の認識に努めること。
- 7) 国際感覚及び社会的な教養を備えた人材の養成に努めること。

＜各獣医学教育組織における獣医学教育（学士課程）の目的＞

上記に基づき、各獣医学教育組織は、当該獣医学教育（学士課程）を設置する大学の理念・目的を踏まえながら、それぞれ独自に獣医学教育（学士課程）の目的を策定し、養成すべき人材像を明らかにすることが求められる。また、こうした目的は、教職員及び学生のみならず、広く社会一般に対しても公表しなければならない。

○ 評価の視点

項目	評価の視点		評価のポイント
使命・目的	1-1	獣医学教育（学士課程）の使命・目的及び当該獣医学教育（学士課程）を設置する大学の理	<ul style="list-style-type: none">• 獣医学教育（学士課程）の目的の明確性と適切性• 目的における独自性と多様性の

		<p>念・目的を踏まえ、養成すべき人材像を明らかにした獣医学教育（学士課程）の目的を独自に設定していること。</p>	<p>視点</p> <ul style="list-style-type: none"> • 設置する大学の理念・目的との連関性
	1-2	<p>獣医学教育（学士課程）の目的を教職員及び学生に周知し、かつ広く社会一般に公表していること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 目的の周知・公表方法 • 周知活動の効果の把握

2 教育の内容・方法・成果

＜学位授与方針、教育課程の編成・実施方針＞

各獣医学教育組織は、自ら掲げる獣医学教育（学士課程）の目的に基づき、修得すべき知識・技能・態度など、獣医学（学士）の学位にふさわしい学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、公表しなければならない。また、学位授与方針に基づき、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、公表しなければならない。

＜教育課程の編成＞

各獣医学教育組織は、獣医学の教育課程の編成にあたって、教育課程の編成・実施方針に基づき、獣医学を構成する各分野の基本的な知識を学生が偏りなく修得できるものとしなければならない。

獣医学の専門授業科目は、獣医学を構成する各分野について、全大学において共通となる最低限必要な知識・技術を修得させる基本授業科目（コア科目）と、大学の特徴を活かし、各大学が独自に設定する専修授業科目（アドバンス科目）からなる。各分野別の基本授業科目に関しては、獣医学モデル・コア・カリキュラムの内容に留意して編成・実施することが望まれる。アドバンス科目の設定においては、当該獣医学教育組織が掲げる目的に基づいた特色あるものであることが望まれる。

獣医学教育（学士課程）では、社会で活躍しうる実践的能力を涵養するために、総合参加型臨床実習を課さなければならない。また、学生自らが課題を探求し解決する能力や、課題解決の過程と結果を社会に対し論理的に説明する能力など、獣医師としての資質を涵養するために、特別研究（卒業研究）を課すことが望ましい。さらに、獣医師の社会的責務を体得させるとともに、実地教育の一層の充実を期するために、各大学の実情に応じて適当と認められる範囲の実地研修（インターンシップ）を課すことが望ましい。

＜教育の実施＞

獣医学教育（学士課程）は、講義のほか実験、実習、演習あるいは研究等を含む授業科目を体系的に配置して、必修又は選択履修させるものとする。特に実習については、その役割を重視し、全員体験型の実習を実施することが望ましい。そのための十分な指導体制と時間を確保するとともに、実習の効果的な実施の時期を定めることが必要である。このため、学生が授業科目を体系的に履修できるような配慮（カリキュラムツリー又はカリキュラムマップなどの整備）も重要である。

獣医学教育組織は、学生が、授業科目ごとの学習目的や授業内容等を把握できるシラバスを作成し、教員も全科目の教授内容等を共有できるようにすることが必要である。

＜総合参加型臨床実習体制の整備・臨床能力向上のための教育＞

獣医学教育（学士課程）において総合参加型臨床実習を実施するためには、共用試験による客観的な手法で学生の学力を事前に評価するとともに、同実習の管理運営を行うための体制を整備する必要がある。そして、卒業後に獣医師としての責務を適切に果たせるように十分な知識・技能・態度を修得させ臨床能力の向上を図ることができる内容としなければならない。

＜成績評価・卒業認定＞

獣医学教育（学士課程）では、科目ごとにあらかじめ示された適切な成績評価基準・方法で成績評価を行う必要がある。また、成績評価に関しては、学生からの問い合わせ等に対応する仕組みを整備する必要がある。

卒業に際しては、適切な要件を設定したうえで、獣医学教育組織が定めた学位授与方針及び学位授与の手続に従い、学位授与を適切に行わなければならない。

＜教育成果の検証＞

獣医学教育（学士課程）においては、学位授与方針に示した知識・技能・態度等の学習成果を学生が修得したことを把握・分析することが必要である。

また、獣医学は複数の分野を横断する学際的学問分野であることから、獣医学を修めた卒業生は、臨床や公衆衛生分野などにとどまらず社会において多様な活躍が期待される。一方で、獣医学教育は社会からの負託を受けている専門教育であり、獣医学教育の充実と発展における使命と役割を担っていることから、卒業生の進路状況・活躍状況を把握・分析することも必要となる。

以上を踏まえ、獣医学教育（学士課程）では、教育上の成果を検証するとともに、その結果を教育内容・方法の改善に活用することが肝要である。

○ 評価の視点

項目	評価の視点		評価のポイント
学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針	2-1	獣医学教育（学士課程）の目的に基づき、修得すべき知識・技能・態度など期待する学習成果を明示した学位授与方針を策定していること。また、これを踏まえて教育課程の体系、教育内容、授業科目区分、授業形態等を明示した教育課程の編成・	<ul style="list-style-type: none">• 学位授与方針の策定• 学位授与方針における修得すべき知識・技能・態度など（臨床能力を含む）期待する学習成果の明示• 教育課程の編成・実施方針の策定• 獣医学教育（学士課程）の目的と学位授与方針の整合性• 学位授与方針と教育課程の編成・実施方針の整合性

		実施方針を策定していること。	
	2-2	学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を教職員及び学生に周知し、かつ広く社会一般に公表していること。	<ul style="list-style-type: none"> • 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の周知・公表方法 • 周知・公表方法の効果の把握
教育課程の編成	2-3	<p>教育課程の編成・実施方針に基づき、次に掲げる事項を踏まえ、獣医師として求められる基本的な知識・技能・態度を養成するための教育課程を体系的に編成していること。</p> <p>(1) 獣医学教育モデル・コア・カリキュラムの内容を網羅したコア科目を適切に配置していること。</p> <p>(2) 獣医学教育（学士課程）の目的に基づいたアドバンス科目を適切に配置していること。</p> <p>(3) 獣医師としての資質を涵養するために特別研究（卒業研究）を課していること。</p> <p>(4) 獣医師の社会的責務を体得させ、実地教育の一層の充実を期するために実地研修（インターンシップ）を課していること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 教育課程の編成・実施方針に沿った適切な授業科目の体系的な配置 • 独自の教育カリキュラムの編成とその適切性 • 獣医師育成に向けた各大学の特色ある講義・実習 • 「モデル・コア・カリキュラム」と「アドバンスト・カリキュラム」の適切な配置 • 講義とそれに関連した実習の連動性 • リサーチマインドの涵養に配慮した教育課程の編成 • 学生のキャリアパスに応じた教育課程の編成
教育の実	2-4	教育課程を実施するにあたつ	• 講義、実験、演習、実習など科目に応じた授業形態

施		て、効果的な授業形態や方法が用いられていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・アクティブラーニング講義、問題基盤型学習（PBL）、体験学習、実験、臨床実習、インターンシップ、海外派遣、遠隔授業やWEBを活用した学習、研究室配属、学会等での研究発表など、多彩な教育方法の採用 ・共同教育課程においては、遠隔講義、学生移動、教員移動など教育方法の工夫とその効果
	2-5	教員の監督・指導のもと、適正に実習を実施していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・受講者数に対して適正な数の教員の配置 ・TA・SAの配置
	2-6	動物死体を活用した解剖学教育及び病理学教育を適正に実施していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・動物種（小動物、産業動物、鳥類等）ごとの実施状況 ・解剖学教育における代替法の利用とその効果
	2-7	学生が授業科目を体系的に履修できるよう、履修指導を適切に行っていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・カリキュラムの体系性、学生が修得すべき知識・技能との関連性を可視化する仕組み（例えば、カリキュラムマップの策定など）
	2-8	授業の目的、到達目標及び授業概要等が明示されたシラバスを作成し、それに基づいた授業を行っていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・時間割の明示 ・適切な内容で構成されたシラバスの整備及び明示 ・シラバスの記載内容を改善する仕組み ・授業内容とシラバスとの整合性の確保
総合参加型臨床実習体制の整備	2-9	総合参加型臨床実習の管理運営体制が整備されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・総合参加型臨床実習の管理運営体制 ・総合参加型臨床実習に関するマニュアルの整備
	2-10	総合参加型臨床実習の指導教員の条件が明示され、必要な教	<ul style="list-style-type: none"> ・総合参加型臨床実習の指導教員の要件（例えば、臨床経験年数や

		員が配置されていること。また、必要な病院専任獣医師、研修獣医師、動物看護師等の支援スタッフが配置されていること。	<p>専門性など) の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合参加型臨床実習を担当している指導教員数及び臨床教員、病院専任獣医師、支援スタッフ(研修獣医師、動物看護師)等の数
	2-11	飼い主に臨床実習の意義が説明され、同意が確認されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・飼い主への説明 ・飼い主の同意書の取得
臨床能力向上のための教育	2-12	臨床実習開始前に学生の知識・技能・態度の評価を行い、総合参加型臨床実習を行う学生の質の担保を図っていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床実習開始前に達成すべき基本的知識・技能・態度の到達目標の設定とその評価 ・臨床実習開始前の共用試験(vetCBT、vetOSCE)の利用方法 ・共用試験の成績の把握
	2-13	患畜の安全に配慮しつつ、臨床能力の向上のための教育カリキュラムを整備していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床実習用シラバスの整備及び明示 ・臨床実習の内容 ・臨床実習の形態
	2-14	附属獣医学教育病院において、総合参加型臨床実習等のために十分な数の患畜(症例)を診察していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・学生1人あたりの症例数、ハンズオン実習として係わった症例数等に配慮した実習時間の設定・実施 ・十分な症例数を経験できなかった際の補完教育の実施
	2-15	総合参加型臨床実習に際して、獣医療行為に関する教育が行われていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・学生が行う獣医療行為に関するガイドラインの策定 ・学内・学外実習先の施設利用マニュアルに基づく教育 ・個人情報保護等に関する講義やセミナーの実施及びその時期 ・実習に際しての学生の保険加入状況

	2-16	卒業時の臨床能力が明示され、総合参加型臨床実習において修得した能力を評価するシステムを有し、臨床能力を担保していること。	• 臨床実習を通じて修得すべき基本的知識・技能・態度の到達目標の設定とその評価
成績評価・卒業認定	2-17	成績評価の基準・方法を適切に設定し、あらかじめ学生に明示していること。	• シラバスや学部要覧等における成績評価基準・方法の明示
	2-18	設定された成績評価の基準・方法により、成績評価を公正かつ厳格に実施していること。	• 成績の告知方法 • 臨床基礎実習等を含む成績評価 • 成績分布等を用いた成績評価の妥当性の検証（例えば、GPAの活用など）
	2-19	進級判定基準を設定・明示し、適切な評価・判定を行っていること。	• 進級判定基準の内容と周知方法 • 進級判定のプロセス • 関連委員会・教授会における進級判定の実績 • 留年者及び退学者等の状況
	2-20	成績評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを整備し、かつ、学生に対して明示していること。また、その仕組みを適切に運用していること。	• 学生への成績評価の開示 • 学生からの成績評価に対する問い合わせ制度（不服申し立てを含む）の整備、周知、運用
	2-21	学位授与方針に基づき、公正かつ厳格な卒業認定を行っていること。	• 修得すべき知識・技能・態度など期待する学習成果を踏まえた卒業認定の基準の明示 • 卒業認定の手続・方法の明示 • 卒業認定における公平性・厳格性の担保

教育成果 の検証	2-22	<p>学生の学習成果、卒業者の進路状況等を把握・分析し、教育上の成果を検証していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 学生の学習成果（修得すべき知識・技能・態度など期待する学習成果の達成状況）の把握・分析 • 卒業生の進路及び活動状況（例えば、国家試験合格状況、大学院進学の状況等）の把握・分析 • 把握・分析結果を踏まえた教育成果の検証
	2-23	<p>検証した結果を教育内容・方法の改善に活用していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 検証結果を活用したカリキュラムや授業内容・教育方法の改善事例

3 教育研究等環境

<獣医学教育の実施に必要な施設・設備、附属施設の整備>

獣医学教育（学士課程）に関わる施設・設備は、教育上の必要性とともに、獣医学における研究成果の生物産業への展開など獣医学に対する社会的要請への対応と、動物福祉、先端医療等の地域社会における大学の使命も考慮して整備しなければならない。

以上を踏まえ、各獣医学教育組織は、獣医学教育（学士課程）に必要な講義室、実習・実験室、研究室等の施設・設備を整備するほか、獣医学の教育研究に必要な質・量ともに十分な学術情報資料を系統的に集積し、学生の学習、教員の教育研究活動等に資するよう整備するとともに、その効果的な利用を促進する必要がある。また、各獣医学教育組織は、獣医学教育上、特に必要性を有する附属施設として、獣医学教育病院（動物病院、動物医療センター、獣医臨床センター）を設置しなければならない。さらに、獣医学教育病院は、獣医学教育（学士課程）に資するだけでなく、地域の中核となる専門病院（地域獣医師及び住民への指導的役割を果たす施設）としての機能のほかに、卒後教育の場として活用することが望ましい。

一方、各獣医学教育組織は、地域の条件や大学の置かれている状況を考慮し、可能な限り、大学ごとに特徴ある施設及び大学間共同利用施設を設置することが望ましい。

各獣医学教育組織が選択して設置することが望ましい施設については、例えば、専門に特化した研修センターなどが考えられる。これらの施設については、大学間で相互利用できるよう積極的な対応を図ることが望ましい。また、各獣医学教育組織はその設置にあたって、既に設置されている施設と重複しないよう考慮することが望ましい。

<各種実験・研究・診療活動に関する環境整備>

獣医学教育（学士課程）においては、実験動物を飼養する施設を整備し、適正な動物実験を実施しなければならない。これらの環境整備にあたっては、「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」を遵守するとともに、所轄官庁の「動物実験等の実施に関する基本指針」及び日本学術会議が策定した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」に従って、国際的に広く普及している 3 R（Replacement、Reduction、Refinement）の原則を尊重する必要がある。

また、研究倫理や研究・診療活動の不正防止に関する規定を明文化し、これらに関わる教育を行うとともに、適切な組織のもと研究倫理の遵守を図り、適切に研究・診療活動を実施することが必要である。

<国際性を踏まえた教育環境の整備>

獣医学教育組織は国際感覚及び社会的な教養を備えた者を育成するため、学生の海外派遣、英語による授業、外国人教員の雇用等を積極的に行うなど、グローバル化に対応した環境を構築することが望ましい。

○ 評価の視点

項目	評価の視点		評価のポイント
獣医学教育の実施に必要な施設・設備	3-1	獣医学教育の実施に必要な教育施設・設備を適切に整備していること。	<ul style="list-style-type: none"> • 講義室、実習・実験室、研究室、スキルスラボ等の獣医学教育に必要な施設・設備の整備 • 談話室、自習室、コンピュータ室等の学生の自学自習に必要な施設・設備の整備
	3-2	獣医学教育及び研究に必要な学術情報資料を整備し、学生及び教員が適切に情報を入手できるよう対応していること。	<ul style="list-style-type: none"> • 図書館の整備 • 獣医学教育及び研究に必要な学術情報資料の集積 • 効果的な利用の促進
	3-3	附属獣医学教育病院の施設・設備を総合参加型臨床実習等の教育に活用できるよう整備していること。	<ul style="list-style-type: none"> • 診察室、処置室、検査室、入院室、カンファレンスルーム等の必要な施設・設備の整備 • 獣医学教育病院を活用した教育の実施状況 • 卒後教育の場としての活用
附属施設の整備	3-4	獣医学教育（学士課程）の特徴を生かした施設を設置し、教育研究に活用していること。	<ul style="list-style-type: none"> • 専門に特化した研修センター等（例えば、公衆衛生研修センター、野生動物臨床研修センター、毒性安全研修センター、獣医熱帯病研修センター等）の設置と利用状況 • 附属施設における研究等への学生の参画
各種実験・研究・診療活動に関する	3-5	動物実験倫理・動物福祉に配慮した実験動物の飼養に関する施設・設備を整備していること。	<ul style="list-style-type: none"> • 飼育室、準備室、保管・管理室など動物施設の整備 • 飼育環境の適切な管理 • 実験の審査体制・教育訓練体制の整備と適切な実施

環境整備	3-6	動物実験を行うにあたり、倫理・福祉に配慮した動物実験に関する学内規則・管理マニュアル等を整備し、監督指導する委員会を設置していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・動物実験に関する学内規則・管理マニュアル等の整備 ・動物実験を監督指導する委員会の設置と活動状況
	3-7	病原体等利用実験に関する法律等に基づいた学内規則・管理マニュアル等を整備し、監督指導する委員会を設置していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・病原体等利用実験に関する学内規則・管理マニュアル等の整備 ・病原体等利用実験を監督指導する委員会の設置と活動状況
	3-8	遺伝子組換え実験に関する法律等に基づいた学内規則・管理マニュアル等を整備し、監督指導する委員会を設置していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・遺伝子組換え実験に関する学内規則・管理マニュアル等の整備 ・遺伝子組換え実験を監督指導する委員会の設置と活動状況
	3-9	研究倫理や研究・診療活動の不正防止に関する規定を明文化し、適切な組織のもとでこれらを遵守するよう取り組んでいること。	<ul style="list-style-type: none"> ・研究倫理や研究・診療活動の不正防止に関する規程の整備 ・関連する委員会等の組織の設置と活動状況
	3-10	国際感覚と社会的な教養を備えた獣医師を養成するための環境を整備していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバル人材の育成に向けた取組み(例えば、学生の海外派遣、海外の大学との遠隔授業や共同研究など)

4 学生

＜学生の受け入れ方針、入学者選抜の実施、定員管理＞

各獣医学教育組織は、獣医学教育（学士課程）の目的を達成するにふさわしい適性を備えた学生を受け入れることが求められる。そのためには、まずもって明確な学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を設定し、公表しなければならない。さらに、入学者の選抜にあたっては、学生の受け入れ方針に従い、その方法を大学の責任において定め、獣医学を修めるにふさわしい入学者を効果的に選ぶことができるよう配慮する必要がある。また、獣医学においては、学校推薦型選抜、総合型選抜、編入型選抜等により、多様な志願者層に対して積極的に門戸を開くことが望ましい。また、適正な教育環境を保証するために、定員管理に努めなければならない。

＜学生支援＞

学生の生活支援として、心身の健康、保健衛生等に係る相談等に適切に対応するためにカウンセリング等の指導相談体制を整備し、学生の生活環境への配慮が必要である。また、学生が快適で安全な学生生活を送れるよう、学生の人権に配慮し、ハラスメントの防止を図る必要がある。

修学支援としては、学生の自主的な学習を促進させるさまざまな支援を行うことのほか、学生の能力に応じた補習・補充教育の実施が重要である。また、障がいのある学生、留学生など多様な学生に対する修学支援等の充実を図り、学生生活の安定のために大学独自の奨学金その他の支援制度を整備し、これらを担う組織を設け、適切に運用しなければならない。

さらに、進路支援として、進路支援に関する組織体制を整備して、進路選択に関わる指導・ガイダンスを適切に実施する必要がある。

○ 評価の視点

項目	評価の視点		評価のポイント
学生の受け入れ方針、入学者選抜の実施	4-1	学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえて学生の受け入れ方針を定め、求める学生像や入学者に求める水準等の判定方法等を明確にしていること。	<ul style="list-style-type: none">• 学生の受け入れ方針の策定• 学生の受け入れ方針における求める学生像、入学者に求める水準等の判定方法の明示
	4-2	学生の受け入れ方針に基づき、入学者の適性を的確かつ客観的に評価するための選抜方法・手	<ul style="list-style-type: none">• 学生募集方法と入学者選抜方法の適切性• 多様な人材に修学の機会を

		統等を設定していること。	与える視点 ・入学者選抜における入学者の学力の担保
	4-3	学生の受け入れ方針や選抜方法・手続等をあらかじめ公表していること。	・学生の受け入れ方針及び選抜方法・手続の募集要項やホームページ、説明会等を通じた公表方法
	4-4	入学者選抜を責任ある実施体制のもとで、適切かつ公正に実施していること。	・入学者選抜の組織体制 ・入学者選抜の手続の明確化 ・入学者選抜の公正性を確保するための仕組み
定員管理	4-5	入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理していること。	・以下の比率や動向を注視した適正な定員管理 ‣入学定員に対する入学者数比率 ‣収容定員に対する在籍学生数比率
学生支援	4-6	学生生活に関する相談・支援体制を整備し、適切に支援していること。	・獣医学教育（学士課程）の対象となる学生に対するカウンセリング等の相談・支援 ・学内外の実習等におけるハラスメント防止のための体制の整備・対応
	4-7	適切な体制のもと、学生の自主的な学習を促進させるよう取り組み、学生の能力に応じた補習・補充教育を実施していること。	・予習・復習等の相談・支援 ・成績不振者への指導体制 ・スキルスラボの活用
	4-8	適切な体制のもと、多様な学生が学習を行っていくための支援を実施していること。	・障がいのある学生、留学生など多様な学生に対する修学支援 ・獣医学教育（学士課程）の対象となる学生に対する経済的支援

	4-9	適切な体制のもと、進路選択・キャリア形成に関する相談・支援を実施していること。	・獣医学教育（学士課程）の対象となる学生に対する進路選択・キャリア形成に関する相談・支援
--	-----	---	--

5 教員

＜教員組織の編制＞

獣医学の教育研究活動は、教育組織の構成員の主体的・組織的な取り組みによって実施されなければならない。そのために、各獣医学教育組織は、教育の目的を最も効果的に達成できる教員を配置するとともに、施設・設備及びその他の諸条件を備え、これを適切に管理運営する必要がある。また、その際は、教員及び職員が協働し、組織的な連携を図ることも肝要である。

教育の単位は、講座又は研究分野と必ずしも同じである必要はない。広範な領域にわたる獣医学教育（学士課程）を限られた時間のなかで効率よく行うため、最も適した制度を検討し、講座又は研究分野の枠にこだわらない教育単位を編成することが望ましい。また、それぞれの教育単位ごとに、各授業科目の内容に重複又は欠落が生じないよう考慮して、授業科目と担当教員を決定する必要がある。以上に基づき、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえ、教員組織の編制方針を定めることが必要である。

獣医学に関わる教育組織の教員数は、学生入学定員数を30～120名とした場合、68～77名以上とすることが望ましい。なお、この教員は明らかに獣医学教育が主務と見なせる教員とする。また、このほか学内外で各種の実務についている獣医師及び獣医学に関連する分野の専門家を活用することが望ましい。教員の配置にあたっては、持続可能性や多様性に配慮することが望まれる。

獣医学教育組織は、十分な教育研究能力や専門的知識・経験を備えた教員を任用するため、透明性のある手続等を定め、その公正な運用に努めることが必要である。

＜教員の資質向上等＞

教員は、教育と研究、社会貢献に努め、研究活動を基盤とした水準の高い教育を実施しなければならない。教員の資格判定に際しては、獣医学の教育と研究の両面にわたる業績、獣医療の実践経験、学会や社会における活動に十分考慮する必要がある。また、教員はその資質向上を図るために、組織的かつ多面的にFD活動等に取り組まなければならない。

○ 評価の視点

項目	評価の視点		評価のポイント
教員組織 の編制	5-1	獣医学教育（学士課程）を支える教員組織の編制方針を策定していること。	<ul style="list-style-type: none">教育課程との連動や教育研究を推進するうえで必要となる教員をどのように配置するかという考え方教員に求める能力・資質の設定（選考基準）

5-2	獣医学教育（学士課程）を支える教員組織の編制方針に基づき、教育研究活動の実施に必要な教員を分野ごとに適正に配置していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・編制方針に沿った教員の配置 ・教授、准教授、講師、助教の比率と適切な配置 ・各分野（導入・基礎、病態、応用、臨床（小動物・産業動物））への教員の適切な配置 ・総合参加型臨床実習に必要な資質・要件を持つ教員の配置
5-3	コア科目及びアドバンス科目を実施するにあたり、適正な担当者を配置していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・コア科目への基幹教員の配置状況 ・各科目に関連する研究業績又は専門職経験を有する担当者の配置
5-4	学生数に対する教員の比率が適切であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・学生数に対する教員の比率を踏まえた教育体制の適切性
5-5	持続可能性や多様性（性別、国籍等）に配慮して教員組織が適切に編制されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・女性教員、外国人教員の比率、年齢構成、獣医師免許保有状況等に対する配慮
5-6	獣医学研究を遂行し、将来の獣医学研究を担う人材育成に資する研究力を有していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・研究に対する考え方（方針）の明示 ・研究成果の教育への活用 ・研究に対する第三者からの評価
5-7	教員の募集・採用・昇任を適切に行っていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の任用に関する規程の整備 ・教員人事の手続における透明性と適切性の担保 ・公募制、任期制等の教員の活動を活性化させる仕組みの導

			入
教員の資質向上等	5-8	教員の資質向上を図るための体制を整備し、組織的な研修及び研究を定期的に実施していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育内容・方法等の改善を目的とした研修及び研究（FD等*）を組織的に行う体制 ・教育内容・方法等の改善を目的とした研修及び研究（FD等*）の活動実績 <p>※大学運営に係る教職員に対する研修（SD）、教育補助者（TA等）に対する研修などの仕組みを含む</p>
	5-9	基幹教員の教育活動、研究活動、組織運営、社会との関係の形成・社会貢献等について、適切に把握・評価していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・各教員の講義負担・実習負担の把握 ・教員個人による教育研究活動等に対する自己点検・評価の実施 ・教員個人による教育研究活動等の自己点検・評価結果の公表 ・教員の教育研究活動評価システムの構築・実施

6 自己点検・評価

＜自己点検・評価、結果に基づく教育研究活動の改善・向上＞

獣医学教育組織は、教育、研究及び技術の質的向上を図らねばならない。全ての教員はこれを十分認識し、不斷に自己点検・評価を行い、獣医学教育のさらなる発展のための改善に努めなくてはならない。そのため、教育、研究、実践経験、学会や社会における活動の各事項に留意した点検・評価を行い、個人、獣医学教育組織の各単位における自己点検・評価の体制を整備することが必要である。

各獣医学教育組織は、自己点検・評価と任意の第三者評価を定期的に実施することにより、自己改善を目指した自律的な教育の質保証体制を構築しなければならない。

獣医学教育組織が、我が国における獣医師国家試験の受験資格を授与し、獣医学教育の国際的な水準を維持するという社会的責務を担っている点に鑑み、自己点検・評価だけでなく、第三者による客観的な評価を受けることが必要である。

＜情報公開＞

各獣医学教育組織は、自己点検・評価の結果等のほか、目的に基づいて定めた方針（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針）、教育内容・方法、卒業認定や学位授与に関する様々な教育情報について、教職員、学生等の学内構成員に対して広く周知するとともに、ウェブサイト、大学案内等を通じて社会一般にも広く明らかにすることが必要である。

○ 評価の視点

項目	評価の視点		評価のポイント
自己点検・評価	6-1	組織的な自己点検・評価に関する体制を整備していること。	・組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価のための体制構築
	6-2	教育研究活動について組織的・継続的な自己点検・評価を行っていること。	・教員の教育研究活動評価を踏まえた組織的な自己点検・評価の実施 ・定期的な自己点検・評価の実施
	6-3	学外の有識者による第三者評価を受けていること。	・機関別認証評価や法人評価、分野別評価（国際認証等）の第三者評価の申請と評価結果の受領

結果に基づく教育研究活動の改善・向上	6-4	自己点検・評価及び第三者評価の結果を教育研究活動の改善・向上に結びつけていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・自己点検・評価及び第三者評価の結果に基づく当該獣医学教育組織の活動全般に関する改善・向上を図るための計画の策定 ・獣医学教育組織の活動全般に関する改善・向上を図るための計画の実行及び具体的な改善
情報公開	6-5	自己点検・評価及び第三者評価の結果を含む獣医学教育（学士課程）に関するさまざまな教育情報について適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・自己点検・評価及び第三者評価の結果の公表 ・説明責任を果たすための情報公開における工夫 ・獣医学教育（学士課程）のウェブサイトの整備 ・ウェブサイトの定期的な見直し